

議案第 85 号

北名古屋市道路占用料条例の一部改正について

北名古屋市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 28 年 8 月 24 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所在地区分の見直しがされたことを受け、市の道路占用料の額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市道路占用料条例の一部を改正する条例

北名古屋市道路占用料条例（平成18年北名古屋市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件の種類	区分	単位	占有料 (単位：円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,000
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		940
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	9
	地下に設ける電線 その他の線類		6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	560
	変圧塔その他これに類するもの及び	1個1年につき	1,900

	公衆電話所		
	郵便差出箱及び信 書便差出箱		790
	広告塔	表示面積1平方 メートル1年につ き	2,500
	その他のもの	占用面積1平方 メートル1年につ き	1,900
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メ ートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	39
	外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満のも の		56
	外径が0.1メー ートル以上0.15 メートル未満のも の		84
	外径が0.15メ ートル以上0.2 メートル未満のも の		110
	外径が0.2メー ートル以上0.3メ ートル未満のもの		170
	外径が0.3メー ートル以上0.4メ		220

	メートル未満のもの			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			390
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			560
	外径が1メートル以上のもの			1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき		1,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		1,200
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		750
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき		1,900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき		25
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき		250
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	250
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,500
	標識		1本1年につき	

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	25
		その他のもの	1本1月につき	250
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,500
		その他のもの	1基1月につき	1,200
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	250	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	190	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物		占用面積1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の時価に0.028を乗じて得た額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を

受け、若しくは法第35条の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可を受け、若しくは同法第21条の規定により協議が成立したことにより道路を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件に係る平成29年度以後の各年度の占有料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合につき、当該占有物件に係る平成28年度の占有料の額（当該占有物件に係る平成29年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る平成28年度の占有の期間が異なる場合にあつては、当該占有物件に係る平成29年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る平成28年度の占有の期間として改正前の北名古屋市道路占有料条例第2条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る占有料の額）に平成28年4月1日から平成29年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）とする。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の北名古屋市道路占有料条例第2条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る平成29年度以後の各年度の占有料の額（以下「新占有料額」という。）を当該占有者の事業所ごとに合計した額が調整占有料額を当該占有者の事業所ごとに合計した額を超える場合
- (2) その他の者 新占有料額が調整占有料額を超える場合